

議案第163号

京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場の指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
・京丹後市かぶと山虹の家	京丹後市久美浜町6番地	京丹後市久美浜町神崎697番地	令和8年4月1日から
・京丹後市かぶと山公園キャンプ場	京丹後市久美浜町2625番地	特定非営利活動法人かぶと山ふるさと会	令和9年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場の管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場】

議案第163号 参考資料

選定基準	個別配点	×3人	審査項目	配点 (満点)	特定非営利活動法人かぶと山ふるさと会		失格点
					得点	得点率	
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	100%	9未満
施設の効用を最大限に發揮させることであること。	49	147	運営の基準、サービス提供内容への取組み	30	21	102	69% 44未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	78	60		
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	12		
			利用者等の要望の把握	6	6		
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	3		
施設の効率的な運用が図られるものであること。	30	90	収支計画の妥当性	30	24	63	70% 27未満
			収支改善策	15	9		
			指定管理料の多寡	45	30		
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	11	33	運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12	33	100% 10未満
			団体による本事業への支援体制	3	3		
			事務・会計処理の能力	6	6		
			従業員研修・教育の妥当性	6	6		
			雇用効果	6	6		
計【配点100×3人=300】				300	228	76%	180未満

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 9 月 定 例 会

議案の件名	議案第163号 京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場の指定管理者の指定について	政策等の区分	計画	事業	条例			
			その他	()				
«政策等の概要»	«市民参加の状況»							
京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場は、平成18年9月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和8年4月1日から1年間とする。 地方自治法第244条の2第3項の規定により特定非営利活動法人かぶと山ふるさと会を指定管理者に指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	有 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)							
«政策等の必要性»	«財源措置の状況» (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)							
京丹後市かぶと山虹の家及び京丹後市かぶと山公園キャンプ場の管理・運営については、平成18年度以降は市と現指定管理者の特定非営利活動法人かぶと山ふるさと会とで行ってきており、指定管理者として大きな問題もなく、健全な管理・運営を行ってきた。 そうした中、本市は多くの公共施設を保有しており、今後、公共施設全体の在り方の見直しを行うこととしているが、それらの検討を行うため現指定管理者へ令和8年度、1年間の期間で指定するもの。	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他			
	R8年度				一般財源			
	7,301				7,301			
«提案に至るまでの経緯»	«将来にわたる効果及び経費の状況»							
R7.5.16 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R7.7.25 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として特定非営利活動法人かぶと山ふるさと会を選定	«総合計画等の整合»							
	まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進					
«政策等の実施時期»	○その他の計画(該当する場合のみ)							
指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。	計画名称	第4次京丹後市観光振興計画						
	策定年度	令和4年度						
	計画期間	令和5年度～令和9年度						
	担当部局	担当課		添付資料(有の場合は、その名称)				
	商工観光部	観光振興課		有	無			